



## ■「委任状」または「法定代理人であることを証する書類」

- ・委任状…依頼者本人が、必要事項を全て記入し、押印したもの。

(必要事項が事前に印刷されたものに、依頼者本人が署名・押印したものも可。)

- ・法定代理人であることを証する書類…成年後見登記事項証明書など成年後見の登記事項を確認できる書類【発行日から3ヶ月以内の原本】

(原本還付を請求される場合は、原本と併せて、その謄本が必要。)

## ■手数料（定額小為替）

戸籍謄本・抄本……………450円

除籍謄本・抄本……………750円

改製原戸籍謄本・抄本……………750円

戸籍の附票……………200円

## ■郵送請求先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所 戸籍住民課 宛

\* 詳しくはお問い合わせください。 山口市役所 戸籍住民課 TEL083-934-2769

《原本還付請求について》(参考) 戸籍法施行規則第11条の5

原本のコピーに、以下の4つの必要事項を記入してください。

①認証文「この写しは、原本と相違ないことを証明する。」

②証明年月日（謄本の作成年月日）

③法人名

④法人代表者名または職員名

登記事項 証明書 【原本】
---------------------

コピー
<input type="text"/>

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

法人名

山口 太郎

作成した謄本は原本と一緒に提出してください。

審査の後、原本のみを戸籍等交付時にお返しいたします。